

熊本県歯

30年度 No.4

2019.3.26 発行

国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

平成31年4月より、保険料が変わります

●後期高齢者支援金分

全ての被保険者
(0歳以上75歳未満)

3,900円
新

← 3,600円
旧

●介護保険料

第2号被保険者
(40歳以上65歳未満)

4,400円
新

← 4,200円
旧

保険料の月額

2019年度の保険料

種別	介護保険料	月額	医療保険	後期高齢者支援金	介護保険
甲種組合員	あり (40歳以上)	24,300 + 所得割額	16,000 + 所得割額	3,900	4,400
	なし (40歳未満)	19,900 + 所得割額	16,000 + 所得割額	3,900	
乙種組合員	あり	16,800	8,500	3,900	4,400
	なし	12,400	8,500	3,900	
乙種組合員 (勤務医)	あり	19,800	11,500	3,900	4,400
	なし	15,400	11,500	3,900	
家族 (甲・乙種)	あり	12,300	4,000	3,900	4,400
	なし	7,900	4,000	3,900	

※甲種組合員は、前年の医業収入によって、申請すれば減額される場合があります。

詳細は、次ページに掲載しております「保険料の減額申請について」のお知らせをご覧ください。

2019 年 保険料減額申請について(再掲)

甲種組合員の均等割保険料(16,000 円)は、前年の医業収入の基準(1,500 万円未満)により申請されると減額になります。

下表の①と②に該当される場合は毎年度手続きが必要になりますので、『保険料減額申請書』に『平成 30 年分の所得税の確定申告書 B』の写し(税務署の受付印があるもの)を必ず添えて申請してください。ただし、医療法人の申請には、別途医業収入がわかる書類の添付が必要になりますので、ご注意ください。

なお、平成 31 年度保険料の減額申請については、3 月 31 日まで(必着)にご提出いただくと 4 月分保険料から適用されます。(※提出が 4 月以降になる場合は、届出の翌月より適用になります。)

ご不明な点がございましたら、組合(☎096-343-0419)までご連絡ください。

	減 額 基 準	均等割保険料 16,000 円	申 請 方 法
①	前年の医業収入が 500 万円以上 1,500 万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。	申請により 13,500 円	【提出書類】 ①保険料減額申請書 ②「前年分の所得税の確定申告書 B」の写し(税務署の受付印があるもの) ※電子申告の場合は、電子申告とわかるものを添付すれば受付印がなくても可。
②	前年の医業収入が 500 万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。	申請により 12,000 円	

【注意事項】

- 前年の医業収入の基準とは、「平成 30 年分の所得税の確定申告書 B」の「収入金額等」の「事業」の「営業等」欄の金額が 1,500 万円未満のことです。
申請される際には、必ず該当されるか否かご確認くださいようお願いいたします。
- 下記に該当する場合、すでに申請している方は毎年度手続きする必要はありません。
 - ・同一診療所に甲種組合員が 2 人以上いる場合(2 人目以降の甲種組合員)
 - ・診療所を閉院されている場合

・『保険料減額申請書』が必要な場合は、組合までご連絡ください。

国民健康被保険者証の更新について

現在お使いの国民健康保険証は平成31年3月31日で有効期限切れとなります。歯科医師国保組合の国民健康保険に加入されている方に、新しい国民健康保険証を同封しています。届きました保険証は名前・被保険者番号等に誤りがないか必ずご確認ください。

なお、旧保険証につきましては**家族・従業員全員の旧証を必ず組合までご返却**下さいますようお願いいたします。旧保険証の回収につきましては国へ回収率の報告を行う為、組合員皆様のご協力何卒宜しくお願い致します。

詳しくは、同封しております熊歯国発第56号の「被保険者の更新について」をご確認の上、従業員の方にもお知らせできますよう、ご回覧下さい。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

資格を喪失(退職等)された時点で、被保険者証は使用できません。

(過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ口座引き落とし依頼をします。事務手続上、**毎月5日頃には異動処理を一旦締め切り、5日以降の異動処理分は翌月の保険料で調整させていただきます。**(領収書の異動に係る調整の欄参照)なお、加入・喪失の場合の保険料徴収について、以下のとおりです。

- ◇ **加入**の場合の保険料は
月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。
- ◇ **喪失**の場合の保険料は
月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。

加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

組合員と住所が異なる学生について

㊦ 国民健康保険法第116条該当・非該当届出

組合員と住所が異なる場合であっても、その理由が修学によるものであれば、「国保法第116条該当届」を提出いただくことにより被保険者となることができます。

また、住所を同一世帯へ戻し㊦ではなくなる場合は非該当届をご提出下さい。

申請書はホームページよりダウンロード可能です。

申請書と**在学証明書**を同封の上、当組合宛へ申請下さい。

歯科診療 自家診療について

「自家診療」の請求

2019年4月より、同一法人内や系列の歯科医院等で受診した場合においても給付の対象外になりますので、レセプト請求の際はご注意ください。

その他の給付制限については、2019年度 熊本県歯科医師国民健康保険組合の事業内容「給付制限」の欄に記載しておりますので、ご確認下さい。

傷病手当金の申請

病気やけがなどで入院された場合、**1日につき2,000円**の手当金が支給されます。

対象者	加入から185日を経過した 甲種組合員(院長等)本人 及び 乙種組合員(従業員)本人
限度日数	年度90日まで
申請手続き	甲種組合員には、組合から申請用紙を送付します。(申出は不要。) 乙種組合員には、本人からの申し出により申請用紙を送付します。

※申請後、レセプトと照合して給付を決定します。

後期高齢組合員の方には**傷病見舞金**が支給されます。

支給額	入院 1日につき2,000円
限度日数	年度90日まで
申請手続き	ご本人からの申し出により申請用紙を送付します。
添付書類	入院証明書(入院期間が記載されているもの)

各種申請書類のダウンロード

2019年4月より各種申請書が大幅に変更になります。
現在お使いの申請書がお手元にある場合は破棄して頂き、新しい申請書でのご提出をお願い致します。

各種申請書類を県歯科医師会ホームページのトップページにある関連サイト「[国保組合からのお知らせ](#)」に掲載しております。

- ・氏名変更届〈乙種組合員用〉
- ・住所変更届〈甲種・後期高齢組合員用〉
- ・国民健康保険法第116条 該当・非該当 届出
- ・健康診断補助申請書
- ・甲種組合員配偶者健康診断補助申請書
- ・健康診断追加項目補助申請書
- ・B型肝炎ワクチン接種補助申請書
- ・インフルエンザワクチン接種補助申請書
- ・出産育児一時金支給申請書(差額支給分) 〈甲種組合員用〉
- ・出産育児一時金支給申請書(差額支給分) 〈乙種組合員用〉
- ・療養費支給申請書〈甲種組合員用〉
- ・療養費支給申請書〈乙種組合員用〉
- ・パート証明書
- ・再交付 保険証 申請書〈甲種組合員用〉
- ・再交付 保険証 申請書〈乙種組合員用〉
- ・再交付 高齢受給者証 申請書〈甲種組合員用〉
- ・再交付 高齢受給者証 申請書〈乙種組合員用〉
- ・委任状
- ・限度額適用認定申請書
- New. 脳ドック補助申請書
- New. PET検査補助申請書

以上の書類は、出来るだけダウンロードの上、申請いただくようご協力をよろしくお願いたします。

資格取得届や資格喪失届等は、本組合までご連絡いただいてから郵送いたします。

各種申請書は2019年4月より最新の様式でご提出を！

資格取得・喪失届には、法的に記載が義務付けられているマイナンバーの欄も設けております。その他の各種申請書等につきましても以前の様式をコピーして使用されずに、**最新の様式でご提出**いただくようご協力をお願いします。

2019 度 事業内容の一部改正について(再掲)

下記の保健事業につきましては、平成 31 年 4 月 1 日より改正または廃止されますのでお知らせいたします。

項目	改正前	改正後
旅館・ホテル宿泊補助	保養施設を利用した時は、1 回につき 2,000 円を補助する。	廃止
人間ドック補助	人間ドック・脳ドック等を受けた場合、該当年度 40,000 円を限度として補助する。	脳ドックを受けた場合、費用の半額を該当年度 20,000 円を限度額として補助する。
PET 検査補助	項目追加	PET 検査を受けた場合、費用の半額を該当年度 40,000 円を限度額として補助する。
健康診断補助	健康診断を受けた場合には 6,000 円を補助する。	熊本県歯科医師会主催の健康診断を受けた場合のみ <u>6,000 円</u> を補助する。
健康保持増進事業	各支部・同窓会・九地連関係が健康保持増進事業を行った場合に補助をする。	廃止
インフルエンザワクチン接種補助	1 回につき 3,000 円を該当年度 2 回まで補助。	3,000 円を限度とし該当年度 1 回まで補助。

2019 年度『組合事業内容』の送付

2019 年度の組合事業内容(別添の A3 サイズ)を 1 枚同封しております。お目通しいただき、この「国保だより」と同様に従業員の方にもご回覧ください。なお、県歯会ホームページからも閲覧できます。

健康保険証を郵送しております

確実に、ご本人様へ行き届くようにご協力をお願い致します

熊本県歯科医師国民健康保険組合
〒860-0863 熊本市中央区坪井 2 丁目 4 番 15 号
Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421